

7 ガス設備機器

【関連章第3章7】

事例1 「ガステーブルの炎が壁体に接し、出火した火災」

出火時分 7月 12時ごろ
用途等 共同住宅 耐火造 3/0 延 800 m²
防火管理 非該当
被害状況 建物ぼや1棟 内壁若干焼損
概要

この火災は、共同住宅の台所から出火したものです。

出火原因は、ガステーブルの炎が加熱していた鍋の底にあたって広がっていたため、ガステーブルにほぼ接していた左側内壁に接炎し、継続的に熱せられたことで内壁が焼損したものです。

居住者は、鍋で湯を沸かしながらガステーブルに背を向けて他の作業をしていたところ、焦げ臭さを感じたため振り返るとガステーブル横の内壁が黒く焦げているのを発見しました。発見後、ガステーブルの火を止め管理会社に連絡後、自身の携帯電話で消防署に通報しました。

教訓等

この火災は、ガステーブルと内壁の距離が近い状態で使用したため、内壁のキッチンパネルが調理中の炎と接したことで内壁に着火し出火したものです。

消防関係法令（東京都火災予防条例第3条第1項第1号）では、火災予防上安全な距離（離隔距離）として、ガステーブルから可燃物までの距離が定められています。また、各製品の取扱説明書等でも必要な離隔距離等について示されています。

ガステーブル等のガス設備機器を使用する際には、内壁等も含めた可燃物等から十分な距離が確保できているか周囲をよく確認して使用しましょう。また、調理中に鍋等の底から炎がはみ出さないように火力には常に気を付け、その場を絶対に離れないようにしましょう。



写真 7-1 使用していたガステーブル



写真 7-2 内壁の焼損状況